

財務省告示第二百四十七号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年七月三十日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年八月二十二日

財務大臣

伊吹 文明

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （十年）	第十九回二百二	二千八百億円	八厘一円四十六銭
"	第十回二百六	千八百三十八万八千円	五厘二円四十一銭
"	第十二回二百六	二千五百億円	三厘二円四十二銭
利付国庫債 （十年）	第三回	十億円	九厘七円四十五
"	"	十億円	九厘七円四十七
"	"	十億円	九厘七円四十九
"	第四回	三百二十億円	九厘十六円四十五
"	"	四十億円	九厘十六円七十九
"	第七回	二百十五億円	九厘十七円九十五
"	"	五億円	九厘十八円三十銭

合	"	"	"	"	"	"	"	"	"
計	"	"	"	第十六回	第十五回	"	"	第十二回	第九回
億九 円千 二百 八十	十五 億 円	十 億 円	二十 億 円	十 億 円	二十 五 億 円	十 億 円	十 億 円	十 億 円	六十 億 円
	百 一 円 五 十 九 銭	百 一 円 五 十 八 銭	百 一 円 五 十 六 銭	百 一 円 五 十 五 銭	百 一 円 五 十 銭	百 円 十 七 銭	百 円 十 二 銭	百 円 九 銭	百 円 二 十 二 銭